見附市告示第１４４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき市長の認可を受けた地縁団体である片桐町町内会から規約の改正の申請があったので、これを受理し、同条第１０項の規定に基づき告示する。

令和７年１１月２０日

見附市長　　稲　田　　亮

１	団体の名称	片桐町町内会
２	規約の改正	その他役員数の改正
３	変更年月日	令和７年１１月８日